

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、医療機関において、通院により血液透析治療を行う在宅のじん臓機能障害者（以下「じん臓機能障害者」という。）の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資するため、当該障害者の通院助成事業（以下「助成事業」という。）に関し庄原市補助金交付規則（平成 17 年庄原市規則第 46 号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 助成事業の対象者は、市内に住所を有するじん臓機能障害者とする。

(助成事業の種類)

第 3 条 助成事業は次の各号に掲げる事業とする。

- (1) タクシー乗車券交付事業
- (2) 通院助成金支給事業

2 じん臓機能障害者は、1 会計年度につき、前号に掲げる助成事業のいずれかを選択して申請するものとする。

3 交付又は支給を決定された助成事業は、当該年度中に変更することができないものとする。

(タクシー乗車券交付事業)

第 4 条 タクシー乗車券交付事業は、1 枚当たり 300 円相当額のタクシー乗車券（以下「タクシー券」という。）を、1 会計年度当たり次の各号に掲げるとおり交付する。

- (1) 4 月 1 日において、第 2 条に定める対象要件に該当する者は、240 枚とする。
- (2) 4 月 1 日以降において、新たに第 2 条に定める対象要件に該当する者は、血液透析の開始日又は転入日に応じ、次の表に掲げるとおりとする。

血液透析開始日又は転入日	交付枚数
4 月 1 日から 4 月 30 日まで	240 枚
5 月 1 日から 5 月 31 日まで	220 枚
6 月 1 日から 6 月 30 日まで	200 枚
7 月 1 日から 7 月 31 日まで	180 枚
8 月 1 日から 8 月 31 日まで	160 枚
9 月 1 日から 9 月 30 日まで	140 枚
10 月 1 日から 10 月 31 日まで	120 枚
11 月 1 日から 11 月 30 日まで	100 枚
12 月 1 日から 12 月 28 日まで	80 枚
1 月 4 日から 1 月 31 日まで	60 枚
2 月 1 日から 2 月末日まで	40 枚
3 月 1 日から 3 月 31 日まで	20 枚

(タクシー券の利用等)

第 5 条 タクシー券は、タクシー事業を営む法人又は個人のうち、事業の趣旨に賛同し、協力する者が運行するタクシーに乗車した際に利用できるものとする。

2 タクシー券は、1回の乗車につき複数枚利用することができる。ただし、300円未満の端数に係るタクシー料金については利用することができない。

3 タクシー券は、交付を受けた本人（以下「利用対象者」という。）に限り利用できるものとする。

4 利用対象者は、降車の際に乗務員に対して、本人であることを証明するものを提示し、タクシー券を提出するとともに、乗車料金からタクシー券に係る助成額を控除した額を支払うものとする。

（タクシー券の交付申請手続等）

第6条 タクシー券の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に血液透析治療を受けていることを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはタクシー券を当該申請者に交付するものとする。

（通院助成金支給事業）

第7条 通院助成金支給事業は、自宅の最寄り停留所から医療機関の最寄り停留所までにおける公共交通機関を利用した場合の旅客運賃に2分の1を乗じて得た額の相当額を支給する。

（通院助成金の支給申請手続等）

第8条 通院助成金の支給を受けようとする者は、支給申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、決定通知書（様式第3号）により、不適当と認めたときは却下通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（タクシー券又は助成金の返還等）

第9条 市長は、タクシー券の利用対象者が偽りその他不正な手段により乗車券の交付を受けたとき又は第三者に利用させ、若しくは譲渡したときは、当該利用対象者に乗車券を返還させ、又はすでに利用した乗車券に相当する額を返還させることができる。

2 市長は、通院助成金の支給を受けた者が、偽りの申請その他不正な手段により支給を受けたと認めるときは、支給の決定を取り消し、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（以下 略）